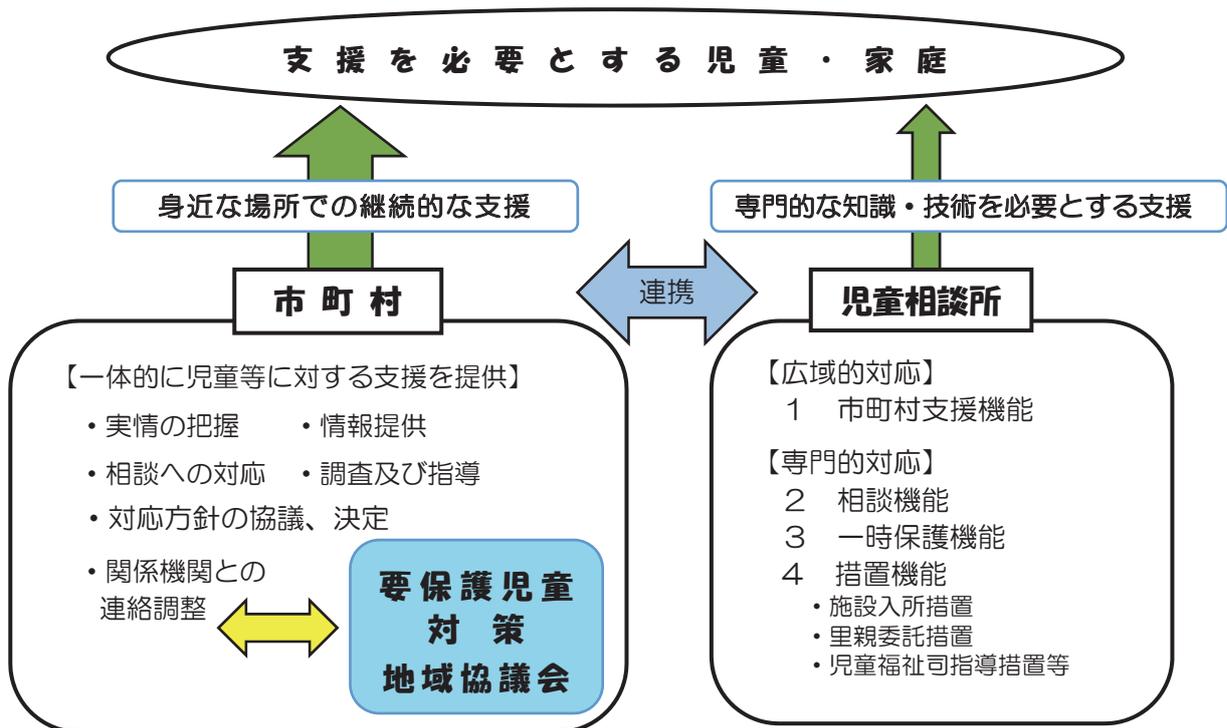


## 児童相談所の役割と市町村との連携

中央児童相談所及び幡多児童相談所は、児童福祉法に基づいて設置されている高知県の広域行政機関であり、子どもの福祉に関わる専門的な相談機関です。

県内市町村は、基礎的な地方公共団体として、児童虐待対応を含む子どもの福祉に関する支援等に係る業務を行っています。

身近な子育て相談へのニーズや児童虐待通告は増大しており、市町村と児童相談所が連携し、それぞれの機能を活かし、役割を分担して児童家庭問題に対応していかなければなりません。



### 【児童虐待対応等における児童相談所の権限・対応等】

- 職権による一時保護
  - 児童相談所長が一時保護を必要と認めるときは、保護者や児童本人の同意なしに一時保護を行うことができます。
  - 親権者の意に反して2ヶ月を超えて一時保護を継続する場合は、家庭裁判所の承認を得た上で行うことができます。
- 立入調査等
  - 出頭要求、立入調査、臨検・搜索（地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の許可が必要）
- 家庭裁判所の承認による施設入所
  - 虐待等により、保護者に児童を監護させることが著しく児童の福祉を害する状態があり、親権者又は未成年後見人が施設入所等に同意しない場合、家庭裁判所の承認を得た上で施設入所措置等を行うことができます。
- 家庭裁判所への親権の喪失・停止宣告の請求